

栃木県畜産酪農研究センター畜産物評価加工棟開放実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県産畜産物の6次産業化の推進を目的として、農業者、農業者を含む団体及び農業関係教育機関の6次産業化に向けた商品試作などを支援するために栃木県畜産酪農研究センター畜産物評価加工棟（以下「評価加工棟」という。）を使用させることについて、必要な事項を定めるものとする。（以下この要綱に基づき評価加工棟を使用させることを「施設開放」という。）

(開放施設)

第2条 使用させる評価加工棟（以下「開放施設」という。）の区分は次の各号に掲げるものとし、開放する部分は別に定める。

- (1) 生乳加工
- (2) 食肉加工
- (3) 評価

(使用許可)

第3条 施設開放における行政財産の目的外使用許可は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の規定によるものとし、この使用許可は、栃木県畜産酪農研究センター所長（以下「所長」という。）が行うものとする。

2 前項の使用許可については、栃木県公有財産事務取扱規則（昭和52年栃木県規則第26号）第65条の規定に基づき、特例として、同規則第6条第3号、第33条、第36条及び第64条並びに公有財産管理システムによる公有財産事務処理要綱第6条の規定は適用しない。

(使用料等)

第4条 使用料は、栃木県行政財産使用料条例（昭和39年栃木県条例第9号）に基づく額とし、開放施設を使用する者（以下「使用者」という。）から徴収するものとする。

2 所長は、特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 開放施設を使用するために必要な原料材料等は、使用者が準備するものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者には、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 原状を変更しないこと
- (2) 使用許可の目的外に使用しないこと
- (3) 使用許可の条件及びその他所長が指示する事項に従うこと

(使用許可の取消し)

第6条 所長は、使用者が前条各号の遵守事項に違反すると認めるとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条の使用許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができるものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、所長はその責を負わない。

- (1) 偽りその他の手段により、使用の許可を得たとき
- (2) 使用許可条件に違反したとき
- (3) 建物、附属施設及び機器等の破損する恐れがあるとき
- (4) 管理運営上支障があると認めるとき
- (5) その他この要綱又はこの要綱に基づく要領に違反したとき

(使用者の責任)

第7条 開放施設の使用に伴い生じた事故及び評価加工棟の故意又は過失によるき損、滅失若しくは形質の変更については、使用者が一切の責任を負うものとし、所長の指示するところにより原状に回復しなければならない。ただし、使用者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められる場合には、この限りでない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、施設開放の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱改正は、令和5(2023)年4月1日より適用する。